

## 埼玉県西部地域医療構想調整会議専門部会設置要綱（案）

### （設置）

第 1 条 西部保健医療圏（構想区域）における医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

第 30 条の 18 の 5 第 1 項の規定に基づく、地域におけるかかりつけ医機能を確保するための具体的方策について協議を行うことを目的とし、埼玉県西部地域医療構想調整会議専門部会（以下、「専門部会」という。）を設置する。

### （業務）

第 2 条 専門部会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）かかりつけ医機能の確保及び充実強化に係る協議に関する事
- （2）その他西部保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

### （協議事項と成果物）

第 3 条 前条各号に規定する機能の確保その他必要な事項に関する協議として、次の事項について協議する。

- （1）かかりつけ医機能の確保、充実強化に関する事
  - （2）かかりつけ医機能報告及び機能確保に必要な統計等の各種データ分析に関する事
  - （3）地域で不足する機能を確保する方策に関する事
  - （4）その他別に定める事
- 2 専門部会は、協議結果を報告書またはアクションプランとしてまとめ、西部地域医療構想調整会議に報告するものとする。
- 3 前項の報告書等に盛り込まれた決定事項については、実施主体及び実施期限を明記するものとする。

### （組織）

第 4 条 専門部会の委員（以下、「委員」という。）は、次に掲げる者とし、第 9 条第二項で定める専門部会事務局の長が選任する。

- （1）医師会、薬剤師会、訪問看護協会または訪問介護協会から推薦された者
- （2）急性期医療機能を有する医療機関の管理者または職員
- （3）慢性期医療機能を有する医療機関の管理者または職員
- （4）精神医療機能を有する医療機関の管理者または職員
- （5）在宅医療機能を有する医療機関の管理者または職員
- （6）市行政の職員
- （7）保健所長

(8)公募による一般市民

- 2 前項第(1)号から(5)号の選任にあたっては、議事内容に応じて専門部会に出席する特別委員を選任することができるものとする。特別委員は、当該議事に限定して専門部会に参加し、議決権は有しないものとする。
- 3 前2項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡その他地域の実情等を十分勘案するものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 専門部会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(専門部会の開催)

第7条 専門部会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 専門部会は、委員（特別委員を除く。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 専門部会の議事は、出席委員（特別委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ず専門会議を欠席する場合には、当該委員は代理の者を指名して専門部会に出席させることができる。
- 5 前項の規定により、専門部会に出席した代理の者については、委員とみなす。
- 6 専門部会の議事に関して、広く周知を図りまたは意見を聴く必要がある場合は、説明会や公聴会を開催することができるものとする。

(コーディネーターの設置)

第8条 専門部会に、かかりつけ医機能推進コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を置くことができる。

- 2 コーディネーターは、医療分野及び介護分野に関する知識や経験を有する者とし、協議の場の運営や具体的方策等を円滑に実施するために、地域の関係者との調整役を担うものとする。

(専門部会の庶務)

第 9 条 専門部会の庶務は、狭山保健所に設ける専門部会事務局において処理するものとする。

2 専門部会事務局の長は、狭山保健所長が担うものとする。

(専門部会の開催回数)

第 10 条 専門部会は、原則として年 1 回開催とする。

2 特別に協議すべき議題がある場合、または会長が必要と認める場合は、開催回数を追加することができる。

(専門部会の公開と非公開)

第 11 条 専門部会は公開とする。

2 ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

3 個人情報・医療情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令に従うものとする。

(資料の事前配布)

第 12 条 事務局は、専門部会開催日の 1 週間前までに、専門部会の資料を委員に配布し、事前に委員が検討できるように努めるものとする。

(議事運営)

第 13 条 議長は、専門部会において委員全員が発言できるよう配慮した議事運営を行うものとする。

2 事務局は、必要に応じて事前に委員への意見聴取、現場の状況や取組の発表依頼を行い、専門部会当日の議長の議事運営を補佐するものとする。

3 事務局は、WEB 方式での専門部会開催に努めるものとする。

(資料等のホームページでの公表)

第 14 条 事務局は、専門部会の資料を専門部会開催後 3 日以内に埼玉県ホームページで公表するものとする。ただし、非公開と決定された事項は除くものとする。

2 事務局は、専門部会の議事概要を資料公開後速やかに埼玉県ホームページで公表するものとする。

3 公表内容については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関連法令に基づき、適切に処理するものとする。

(その他)

この要綱に定めるもののほか、専門部会について必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定による委員の選出、第 6 条の規定による会長及び副会長の選出、並びに第 9 条の規定による専門部会事務局の設置その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(別添様式)

年 月 日

西部地域医療構想調整会議 会長殿

住 所  
氏 名 (署名)  
所 属

### 個人情報保護に関する誓約書

私、\_\_\_\_\_は、西部地域医療構想調整会議専門部会（以下「専門部会」という）の委員として職務を遂行するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令を遵守し、次の事項を誓約します。

1. 個人情報・医療機関情報等の取扱い

専門部会において知り得た個人情報・医療機関情報等は、職務遂行の目的以外には使用しません。

2. 秘密保持

在任中及び退任後においても、正当な理由なく個人情報・医療機関情報等を第三者に提供、開示、漏えいしません。

3. 安全管理措置

個人情報・医療機関情報等を取り扱う際は、紛失、盗難、改ざん、不正アクセス等を防止するため、適切な管理を行います。

4. 資料の返却、廃棄

職務終了時には、個人情報・医療機関情報等を含む資料・データを速やかに返却または適切に廃棄します。

5. 違反時の責任

本誓約に違反した場合、法令に基づく責任及び専門部会が定める措置を受けることを承諾します。